
第7章 計画の推進

1 計画の推進における連携

本町の目指す「だれもが自分らしく生き、共生するまち大和」の実現に向けて、住民・地域との協働、また、関係機関及びサービス提供事業所等との連携により、計画を推進します。

また、社会情勢や生活環境の変化といった、様々な要因に柔軟に対応し、必要に応じて計画の見直しを図ります。

(1) 計画の推進体制の確立

本計画の推進にあたっては、保健福祉課が中心となり、関係各部局と随時連携を図りながら、各施策の進捗状況の定期的な把握を図ります。

また、障がい者代表や、指定特定相談支援事業者、サービス事業所などの保健・医療・福祉関係者、関係各課の担当者などで構成される「富谷市・黒川地域自立支援協議会」において、相談支援・権利擁護、就労支援、地域生活支援等の方策の検討を中心に幅広い意見交換を図り、計画の着実な推進につなげます。

さらに、計画策定にあたって、障がい者代表や各種関係団体の代表、保健・医療・福祉関係者、学識経験者等で構成される策定検討組織を設置し、同計画の全体的な実施状況の点検と課題整理を行っていきます。

(2) 住民や関係団体等との連携（共生社会の形成、「我が事・丸ごと」の地域づくり）

障がいのある人の地域生活を支援するためには、地域の理解、協力が必要不可欠であるため、関係団体等とも連携を図り、地域における支えあいや障がいへの理解を深めます。

また、身近な行政による包括的な相談支援体制の整備と、住民主体による地域課題の解決力強化・体制づくりについて、国からは「我が事・丸ごと」の地域づくりとして示されています。本計画の推進にあたっては、町及び関係機関等による包括的な相談体制や住民主体による地域課題の解決力強化・体制づくりについて、引き続き検討を進めます。

(3) 圏域単位での連携・基盤整備

サービス提供事業所等の整備については、県と市町村が連携して進めていく必要があります。

宮城障害者プランにおいて、本町は仙台圏域として構成している市町村に位置づけられており、入所（入院）・通所・居宅など、平成32年度（2020）までに必要となるサービス提供基盤全体の整備の方向が見通せるものを設定し、必要となる事業所にかかる整備計画を策定することなどの規定を盛り込むこととしています。

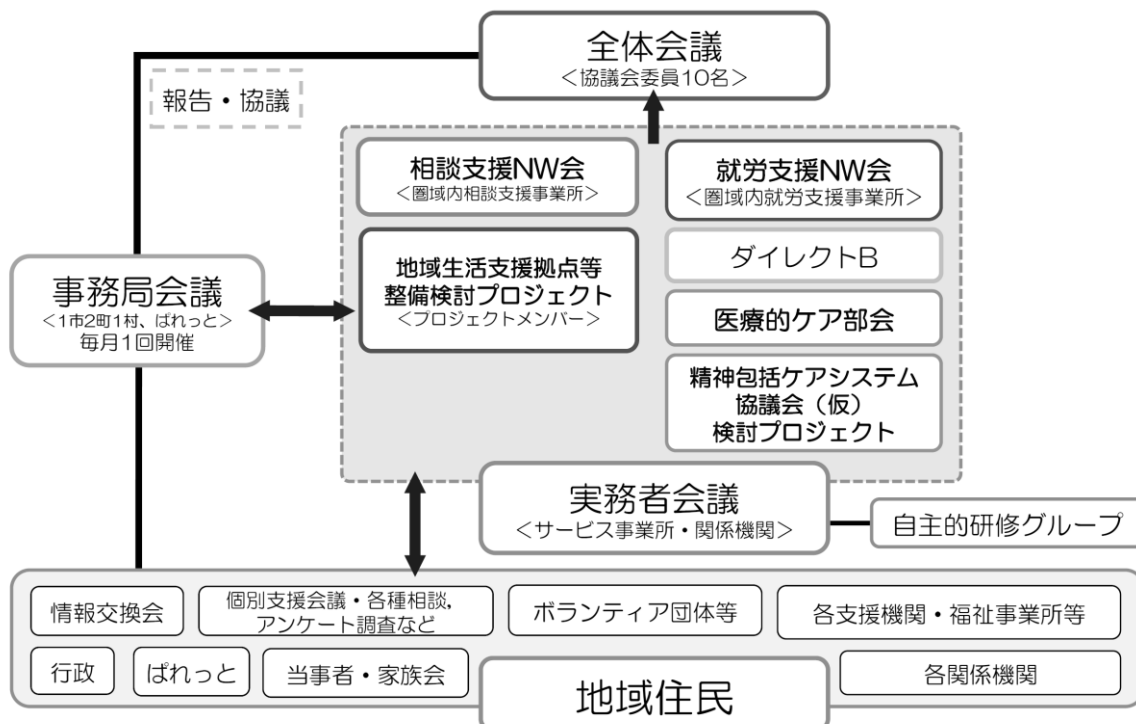
そのため、サービス利用実績及び基盤整備状況の検証や今後の方策などの検討を行い、引き続き、県と仙台圏域内の市町村が連携して安定したサービス提供に努めていきます。

(4) 富谷市・黒川地域自立支援協議会

地域自立支援協議会では、個別支援会議等の中で明らかにされた地域課題や今後黒川地域で求められる取り組みなどについて必要な情報の提供や共有を行うほか、第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画に基づき、地域生活支援拠点等整備や障がい児支援の提供体制の整備等、精神障がいにも対応した地域包括システムの構築に向けた検討が進められています。

今後も、地域自立支援協議会を中心として、障がいのある人の地域生活を支える切れ目のない支援の構築に向けて、協議会の活性化を図るとともに、活動内容の周知に努めます。

図表 富谷市・黒川地域自立支援協議会の構成



(5) サービスの質の向上と人材確保への支援の強化

サービス提供に関しては、障がいのある人やその家族の状況を踏まえ、サービスの質の向上と安定した供給に向けて、サービスの担い手となるサービス提供事業所と連携し、必要なニーズの把握とともに、必要なサービス提供等に対応した供給体制を確保します。

また、従事者の確保に向けて、障がい福祉分野での就職を希望する住民への情報提供を図るとともに、町内の従事者が、新しい知識や技術を習得し、スキルアップを図れるよう、研修受講の支援や、従事者同士の積極的な情報交換・共有の促進に努めます。

さらに、サービス提供事業所等に対し、実施指導等を行うほか、地域自立支援協議会等での研修会の開催等を実施していきます。

(6) 行政職員の資質向上

複雑・多様化しつつある施策ニーズに対し、柔軟に対応できる庁内体制を整備するため、「障がいを理由とする差別の解消の推進に対する職員対応要領」に基づく合理的配慮の実施とともに、各種研修の充実、ボランティア体験の実施などを通じ、行政職員の障がいのある人への理解と人権意識・福祉意識の向上に努めます。

(7) 財源の確保

各計画を着実に実施し、障がいのある人の福祉施策を推進するため、限られた財源を積極的に有効活用するとともに、他市町村とのバランスを考慮しながら事業に取り組んでいきます。

また、必要な財源を確保するため、効果的、効率的なサービス提供に努めるとともに、国や県に対し各種財政的措置を講じるよう要請していきます。あわせて、適正な利用者負担を検討し事業を推進します。

2 計画の進行管理

各計画の推進にあたっては、計画に盛り込んだ施策の実施状況や進捗状況を点検し、施策の見直しや次期計画の策定に向けた評価を実施します。

(1) 点検及び評価体制

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講ずることとされています。(PDCA サイクルの実施)

計画の推進にあたっては、成果目標として設定した項目についての達成状況及びサービスの利用状況(活動指標)により点検・評価します。その結果に基づき、必要な対策を講じていくこととします。

① 成果目標

成果指標に関しては、国の示した障害福祉計画及び障害児福祉計画に関する基本指針を踏まえ、「第5期障がい福祉計画における成果目標の設定」、及び「第1期障がい児福祉計画における成果目標の設定」に掲げる目標値を成果目標とし、サービス体系の整備を行います。

② 活動指標

活動指標は、成果目標等を達成するためにサービスの必要量の見込みを評価の指標として設定するもので、その確保状況の進捗を成果目標とともに、定期的に評価していきます。

(2) 点検結果・計画内容等の周知

点検及び評価した結果については、定期的に地域自立支援協議会や策定委員会等において内容を検討し、広く住民に周知を図ります。

また、障がいのある人の必要なサービスの利用促進につながるよう、町ホームページやパンフレット等を通じて、計画内容やサービス内容、事業所の所在等、制度等についてわかりやすい周知に努めます。

